２６番	浅井　寿美　議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
１．山路町産廃建設に係る追加説明会の評価について **【質問趣旨】** 本年１月２０日に市長が発出した追加説明会開催の指示を受けて、産廃事業者は１０月１０日に追加説明会を実施した。当日、参加者からの質問は途切れることなく、終了時刻間際になっても多くの手が上がっている中で、事業者は終了予定時刻の５分前に質問を打ち切り、社長自ら席を立つという状況だった。追加説明会指示の根拠となっていた、活断層からの距離及び崩壊土砂流出危険地区の説明、また関係地域の自治会未加入者等への説明が十分になされたのか、今回の追加説明会を受けて、説明会の再指示をどう判断するのかについて伺っていく。	⑴活断層について	①事業者は、計画地から活断層までの距離についての県の認識として、説明会当日のスライドでも「普通の耐震設計を満たしていれば、活断層の有無による明確な基準は設けていない」としたが、市民が開示請求した県と事業者の面会記録には「廃棄物処理法に活断層に関する具体的な基準はないが、構造基準の適否を判断するにあたって、活断層の存在が考慮される可能性はある。」とある。事業者の説明は不十分であり、県の許可基準について、市民に誤解を与えるものと考えるが、見解を伺う。 ②事業者は、距離の問題ではなく、直下に断層が存在しないから安全性に問題はない旨の発言を行い、また断層からの距離については全く知見を持たないとの発言があった。自らの計画の安全性を、根拠をもって説明をする意志があるのかとも思える発言と考える。市は追加説明会において、事業者が活断層からの距離の変更による影響について十分に説明したと考えるか見解を伺う。
	⑵崩壊土砂流出危険地区について	①事業者はホームページに「県が他社に対して当該地区での土取りを許可していることから、県として現時点で安全性に大きな問題はないと判断していると考えられるのではないか、との説明を受けた」等と掲載していた。しかし、県はこれを「あくまで事業者の見解」とし、１０月２日には「開発行為に先行して、必要な措置が適切に講ぜられることが許可基準」であることを「県の見解」として事業者に伝えていたが、説明会ではこのことに触れず、事業者独自の見解をくり返した。市は「県の見解」を認識しているか伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（１）、（２）、（３）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

２６番	浅井　寿美　議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
		②県が許可している「土取り」は不安定土砂を「取り除く行為」である一方、事業者が予定する行為は、崩壊土砂流出危険地区の中に、土砂とは比較にならない危険な不安定物質を「持ち込む行為」となり、「土取り」とは真逆の行為となる。今回の事業者の発言は、①の対応も併せて、当該産廃場の安全性や県の許可基準について、市民の認識に重大な誤解を招く説明であったと考えるが見解を伺う。
	⑶「県が判断する」との発言について	①説明会の中で事業者は「許可申請時に県が判断する」旨の発言をたびたび行った。紛争を予防する条例に基づいて行われた説明会の中で、このような発言が繰り返されたことに対して、追加説明会の目的に照らして妥当と考えるか認識を伺う。
	⑷自治会未加入者等への周知について	①追加説明会の参加者は１５０人余りと聞いている。事業者による対象者への開催の周知は十分であったと判断するか伺う。 ②事業者は個別の説明会を実施しなかったが、現在でも水南、東明両連区自治会は個別説明会を求めている。条例の趣旨に照らし、事業者の態度をどのように評価するか伺う。
	⑸説明会の再指示について	①活断層、崩壊土砂流出危険地区、周知の徹底、いずれについても追加説明会指示の目的を達成しているとは評価しがたいと考える。市長は説明会の再度の指示を行う必要があると考えるが見解を伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（１）、（２）、（３）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

２６番	浅井　寿美　議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
２．要介護者への障害者控除認定書の自動送付について **【質問趣旨】** 障害者手帳を所持しているかどうかに関わらず、要介護者を市町村長が税法上の障害者と認めれば障害者控除を受けることができる。この制度は名古屋市を除くすべての市町村で実施しているが、その中の多くの自治体が、障害者控除を受ける際に必要な障害者控除認定書を、申請漏れのないように対象者全員に自動送付している。本市は２０２０年に自動送付を中止したが、高齢者に寄り添い自動送付の復活を求めて質問する。	⑴自動送付の状況	①２０２４年度、県内３４（６３％）の市町村で、要介護者等の税法上の障害者控除の対象となっている方すべてに障害者控除認定書が自動送付されている。２００２年の県内合計３，７６８枚の認定書発行枚数が、２０２４年は８０，２３５枚と大幅に増加している。障害者控除認定書の自動送付が増えている背景についてどのように認識しているか伺う。 ②本市は２０１３年に開始した要介護者等への障害者控除認定書自動送付を、２０２０年に県内で初めて中止した。開始した理由及び中止した理由を伺う。
	⑵自動送付中止の影響	①自動送付中止の前年２０２０年には５，２７７枚の障害者控除認定書を発行したが、２０２３年は８５７枚へと激減し、市全体の障害者控除額は２０２０年の７億６，４９０万円が２０２３年に７億８２６万円へと５，６６４万円減少した。これは、障害者控除を受けていた方々の申請漏れが発生したこと裏付ける要因の一つと考えるが見解を伺う。
	⑶市民の障害者控除の促進	①要介護認定者が障害者控除の申請を忘れ、対象であるにもかかわらず税控除が受けられない状況を可能な限り防ぐことは自治体行政の本分であると考えるが見解を伺う。 ②日進市及び豊橋市は一時期、対象者全員への障害者控除認定書の自動送付を中止したが、２０２５年から復活させた。本市も要介護者が障害者控除を受ける可能性を最大限に拡大し、申請漏れを防ぐために、要介護者等の対象者全員へ障害者控除認定書の自動送付を復活すべきと考えるが見解を伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【(１)、(２)、(３)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。

２６番	浅井　寿美　議員

質問タイトル（大項目）	質問項目（中項目）	具体的質問内容（小項目）
３．５歳児健診の実施について **【質問趣旨】** こども家庭庁は５歳児健診について「幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である５歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ること」を目的としているため、早期の実施を求めて質問する。	⑴５歳児健診への認識について ⑵５歳児健診の実施について	①５歳児健診は県内では、２０２６年４月時点で予定を含め４０市町村に広がっている。本市ではまだ実施されていないが、５歳児健診の広がり及び意義についてどのように認識するか伺う。 ①多くの市町村では、３歳児健診（法定健診）以降、就学時健診まで健診がない。新たに５歳児健診を実施するためには、実施体制の整備が必要であり、さらに健診の結果、支援が必要と判定された場合のフォローアップ体制の整備が必要となる。現状本市において、５歳児健診を実施する場合の課題は何か伺う。 ②子ども家庭庁は２０２８年度までに全国１００％の実施を目指しており、自治体に対し、健診医や専門職確保、フォローアップ体制確立の研修費用など複数の支援を行っている。支援を活用し、５歳児健診を早期に実施すべきと考えるが見解を伺う。

備考　１．必ず、大項目を【１、２、３・・・】、中項目を【（１）、（２）、（３）・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
２．数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
３．ＭＳ明朝体、１２ポイントで記載する。